

## 総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

### 1 日時

平成 22 年 11 月 25 日（木曜日）

午後 1 時 43 分開会、午後 2 時 18 分散会

### 2 場所

第 1 委員会室

### 3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、小野共委員、千葉伝委員、☆ 下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、浅沼人事課総括課長

#### (2) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

#### (1) 議案の審査

ア 議案第 1 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

イ 議案第 2 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 3 号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
エ 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

オ 議案第 5 号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 9 議事の内容

○関根敏伸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、議案 5 件について審査を行います。

それでは、議案第1号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上5件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 それでは、議案第1号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明を申し上げます。

議案第2号から議案第5号までの条例は、県人事委員会の平成22年10月7日付の給与改定に関する勧告及び国家公務員の給与改定の措置等にかんがみ、一般職の職員、任期付職員、任期付研究員及び市町村立学校職員の期末手当及び勤勉手当並びに義務教育等教員特別手当の給与改定を行おうとするものであります。

なお、勧告の概要につきましては、お手元に配付してあります要約版を御覧いただきたいと存じます。また、説明に当たりましては、それぞれの条例案について、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。議案とあわせて御覧いただきたいと存じます。

まず、議案第1号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。議案（その1）の1ページでございます。

まず、第1の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。具体的には知事、副知事等の常勤の特別職の職員及び県議会議員の方々に支給いたします期末手当の支給割合について、今年度の12月期の支給割合を1.65月分から1.50月分に引き下げ、年間2.95月分としようとするものであります。来年度は、年間の支給割合は今年度の改定後と同じであります。6月期の支給割合を1.40月分に、12月分の支給割合を1.55月分に改定しようとするものであります。なお、今回の支給割合の引き下げにつきましては、国の特別職にかかります法案と同様の内容となっております。

最後に、第3の施行期日についてでございます。この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行しようとするものであります。ただし、来年度の期末手当の支給割合の改定につきましては、平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第2号に移らせていただきます。議案第2号の一般職の任期付職員の採

用等に関する条例の一部を改正する条例から御説明いたします。議案（その１）の３ページをお開き願います。条例案要綱でまいります。

まず、第１の改正の趣旨についてでございますが、特定任期付職員、これは高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であります。この職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

次に、第２の条例案の内容についてでございますが、特定任期付職員の期末手当の支給割合について、先ほどの特別職の場合と同様、今年度の１２月期の支給割合を１.５０月分に引き下げ、年間２.９５月分とし、また来年度は、年間の支給割合は今年度改定後と同じであります。６月期の支給割合を１.４０月分に、１２月期の支給割合を１.５５月分に改定しようとするものであります。

最後に、第３の施行期日についてであります。この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときは、その日から施行しようとするものであります。ただし、平成２３年度の期末手当の支給割合の改定につきましては、平成２３年４月１日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第３号に移らせていただきます。議案第３号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その１）の６ページをお開き願います。

まず、第１の改正の趣旨についてであります。任期付研究員の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

次に、第２の条例案の内容についてであります。任期付研究員の期末手当の支給割合につきまして、さきの特別職任期付職員の場合と同様、今年度の１２月期の支給割合を１.５０月分に引き下げ、年間２.９５月分とし、また来年度につきまして、６月期の支給割合を１.４０月分に、１２月期の支給割合を１.５５月分に改定しようとするものでございます。

第３の施行期日についてであります。この条例は公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときは、その日から施行しようとするものでございます。ただし、平成２３年度の支給割合の改定については、平成２３年４月１日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第４号に移らせていただきたいと思います。議案第４号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その１）の８ページをお開き願います。

第１の改正の趣旨についてであります。一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の支給限度額を改定しようとするものであります。

次に、第２の条例案の内容についてであります。１は期末手当及び勤勉手当の支給割合を表に記載のとおり引き下げようとするものであります。具体的には、再任用職員以外の職員にあっては、現行から０.２０月分を引き下げ、年間で３.９５月分の支給割合としようとするものであります。また、来年度は年間の支給割合は今年度改定後と同じであります。６

月期の支給割合を1.90月分、12月期の支給割合を2.05月分に改定しようとするものでございます。また再任用職員については、現行から0.10月分を引き下げ、年間で2.10月分の支給割合としようとするものであります。

2は、義務教育等教員特別手当の支給月額限度額を1万1,700円から8,000円に引き下げようとするものであります。なお、この改正につきましては、義務教育費国庫負担金の最高限度額が平成23年1月1日から見直されますことから、それに合わせて支給限度額を引き下げようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてでございますが、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときは、その日から施行しようとするものであります。第2の2の義務教育等教員特別手当の支給月額限度額の改定につきましては平成23年1月1日、第2の1の期末手当及び勤勉手当にかかります平成23年度の支給割合の改定については同年4月1日から、それぞれ施行しようとするものであります。

最後に議案第5号に移らせていただきます。議案第5号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）の12ページをお開き願いたいと存じます。

第1の改正の趣旨についてでございますが、市町村立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の支給限度額を改定しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてでございますが、1の期末手当及び勤勉手当並びに2の義務教育等教員特別手当につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と同様の改定を行おうとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてでございますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行しようとするものであり、第2の2の義務教育等教員特別手当の支給月額限度額の改定については平成23年1月1日から、第2の1の期末勤勉手当にかかります平成23年度の支給割合の改定については同年4月1日から、それぞれ施行しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 それでは、ちょっとわからないところがありますので、その質問からさせていただきますが、勧告で一般職の職員の特定幹部以外の職員というのは、これは一般の職員ということだろうと思うのですけれども、このうち再任用職員というのはどういう方々を指すのでしょうか。それから、特定幹部職員というのはどういう方々を指すのでしょうか。まだあるのです。それから、一般職の任期付研究員というのはどういう方々を指すのでしょうか。もう一つ、一般職の任期付職員というのはどういう方々を指すのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 まず、再任用職員につきましては、一般の事務から専門的な知識、経験を有する職員まで、通常の私ども知事部局等に勤務している職員が、定年後にそのまま

再任用という形で任用されると。それから、特定幹部職員につきましては、副部長級以上というふうに御理解を願います。それから任期付研究員という部分につきましては、極めてすぐれた大学の教授等、高い専門知識を有する方を研究員としてお招きする場合がありますとか、将来、本県にとって研究成果を得るために、ある一定時期から育成をしていこうという視点で任用する場合、そういうような研究職員として任用する者を想定しているものがございます。任期付職員につきましては、さまざまな形態がありますけれども、情報化でありますとか、民間企業での経歴でありますとか、そういった専門的な知識を有する方を一般職と同等の仕事をしていただくというイメージで、任期付職員として任用しているものがございます。

○阿部富雄委員 よくわかりませんが、特に最後なんかはね。そうしますと、県庁で県の仕事をしている方々に対して、何人ぐらい働いて、何人ぐらいが手当支給の対象になれるのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 再任用職員でまいりますと、4月1日現在で約40名、知事部局で採用してございます。それから、任期付研究員につきましては、現時点では採用している者はございません。任期付職員につきましては、現在3名任用しているところでございます。

○阿部富雄委員 わかりました。そこで、今回の人事委員会勧告は、報告部分と勧告部分というのがありますよね。勧告については、今御説明いただいた中身でわかったわけですが、問題は報告部分で、例えば超過勤務手当、公務員の高齢期の雇用問題、教員給与の見直し、超過勤務の縮減等、両立支援の推進、心身の健康管理というふうにあるわけではありますが、この報告を受けて、県ではこれらの報告内容をどのように、具体化するものはこの中にあるのですか。

○浅沼人事課総括課長 超過勤務につきましては、月60時間を超えるものに対します算定の根拠に日曜日を含めるという記述がありますが、そういったようなものについては対応していきたいというふうに考えてございます。そのほかメンタル的なものでもありますとか、いろいろお話しありましたが、鋭意各種施策を展開することにより対応していきたいと考えているところでございます。

○阿部富雄委員 そこですけれども、何々を対応するのか、その対応する中身によって質問がちょっと違って行くのですよね。ですから、例えば超過勤務手当は対応するというのはわかりました。職員の給与の見直しについても、これは先ほどの提案の中で、減額をするということですからわかりましたけれども、そのほかの部分については、検討をしながら対応すると、こういうことですか。

○浅沼人事課総括課長 両立支援の推進でありますとか、いわゆる育児休業をとる職員に対します対応につきましても、今年度の6月議会で議決をいただきましたが、さまざまな制度の整備でありますとか、そういったようなものに取り組んでおりますし、引き続きそういった両立支援につながるような施策に取り組んでいく予定としております。

○阿部富雄委員 そこで職員給与の関係の提案ですけれどもね、これは報告に基づいて減

額をするというのであれば、それはわかるのですが、先ほど提案の中で、国庫補助金が来年1月から減額になると、こういうふうな形での説明があったように受けとめましたけれども、そうすると人事委員会勧告なり報告と、義務教育費の国庫負担というのは全く別のものだというふうに思うのですけれども、なぜこういうふうな扱いをされるのですか。

○浅沼人事課総括課長 人事委員会からの報告をベースといたしまして、あとは国庫負担金の国のほうの動向がございまして、平成23年1月1日から義務教育費の国庫負担金が見直されるということでございまして、本県の財政に与える影響なども勘案し、平成23年1月1日からの国の例及び他の都道府県の大半が同じような取り組みをされると聞いてございまして、そのような取り組みに準じまして、本県でも改正をしようという条例案でございまして。

○阿部富雄委員 人事委員会の勧告をベースにというふうな表現をしましたが、義務教育費国庫負担金の最高額の限度の見直しについてということについては、ことしの4月1日に文部科学省初等中等教育局長の通達で出されているわけです。そうすると、人事委員会の報告とはまるっきり関係のないところで決められたものを、人事委員会での報告なり勧告にこじつけてやったとしか思えないのですが、どうなのですか。

○浅沼人事課総括課長 ベースという言葉、表現が不適切であれば訂正をさせていただきたいと思いますが、そういった報告をいただいていること、さらに義務教育費の国庫負担金の見直しの平成23年1月1日という時期、さらに他の都道府県の情勢を踏まえてという観点から、今回条例を改正しようとするものでございまして。

○阿部富雄委員 苦しい答弁だと思うのですけれども、少なくとも義務教育費の国庫負担金の最高限度額については、ことしの4月1日にもう出ているわけですよ。それを人事委員会勧告が出たからやるのだという表現にしていますけれども、やっぱりそこはきちんと分けて説明してもらわないと、人事委員会勧告なり報告の中で出されたから、我々はこのものが出てきたとしか受けとめないわけですね。国の方針といいますか、政令の中で決められているということをきちっと明示しないと誤解を招く、そういうふうになると思いますから、気をつけていただきたいと思います。

それから、これは人事委員会にお聞きしますが、先ほど斉藤信議員の質疑の中でしたが、いわゆる公民格差については、減額を含めてね、特別減額ですね、8,585円の、いわゆる民間と比較するとマイナスになっていると、こういうことですが、問題は先ほど人事委員会委員長が制度上で、どういう表現使ったかちょっと忘れましたが、制度上といえますか、制度上で公民比較をしてやるのが適当だと人事委員会は考えていると、こういう言い方をしましたが、斉藤信議員は適当という表現というよりは、法律上、それが担保されているのかと、こういうふうな質問をされたのですが、それについての答弁がなかったのですけれども、それについてはどういうふうになっているのでしょうか。

○及川人事委員会事務局職員課総括課長 ただいまのお尋ねについてですが、地方公務員法の中に給与決定の諸原則というのがありますので、それでその中で、一つは情勢適応の原則

ということで勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならない。あとは均衡の原則というものがあまして、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。そのほかに職務給の原則、条例主義の原則というものがあまして、その中で、民間の職員の給与と、あと公務員の給与と比較しまして、公民格差に基づいて、それで勧告とするのが適当だということで、いわゆる地方公務員法に基づいて勧告しているというふうに理解しております。

○阿部富雄委員 民間準拠でいいのですけれども、民間の実態、例えば県のように、会社の経営が厳しいから減額をしているとか、あるいは業績がいいから上げたりとかという、いわゆるその経済状況を反映した実態というものがあるのだと思います。それでおそらくやっているということだと思のですが、それと同じで、県の職員だろうと、本則では言われるとおりですけれども、附則の中で減額を規定している。そうであれば、制度上といえば附則で決定しているのと、制度では変わらないのではないですか。

○及川人事委員会事務局職員課総括課長 ただいまのお尋ねについてですが、先ほど本会議で委員長が答弁しましたとおり制度上と、これはいわゆる民間の職員の給与と、あと公務員の給与と、これを比較したいわゆる公民給与の比較、それを制度上の給与水準を基に比較しておりまして、それぞれの給与水準をもとにして算定される公民較差、それに基づいて検討を行うことが適当だということで人事委員会が判断したということでございます。

○木村幸弘委員 私も給与条例にかかわって質問しますが、先ほど本会議の中でも斉藤信議員からそれぞれ質問がなされておりましたので、大体の状況はわかったのですが、今阿部富雄委員からも民間の実態との関係を含めていろいろとお話があったのですけれども、県として、この間、12年連続ですか、こうした引き下げが行われて、1人当たり126万円の減額になってきたというふうなお答えがあったのですけれども、いわゆる民間の実態として、県民所得とのかかわりも含めて、先般手元に政策地域部のほうからの資料等も配付されたわけですが、ちょうど引き下げが行われてきた平成11年、12年あたりをひとつピークにして、県民所得もそれ以降マイナスと引き下がっている傾向が続いているわけですね。

そうした実態を踏まえたときに、この間もこういった給与条例の改正のさまざまな審議を行う際に負の連鎖といいますか、こうした実態に影響を及ぼすのではないかとということも含めて、そういったところに十分に、引き下げの中で、民間の給与実態や、あるいはそうした県民所得に影響がないように指導、あるいは取り組み、あるいはそういった経済活性化対策であるとか、さまざまな施策を講じていきたいという答弁は常にいただいているわけでありませう。

しかし、実態を見ればこうした公務員の給与引き下げが、やはり推移の中では少なからず並行して連動しているというふうなことがどうしても見受けられるという状況になっているわけですね。こうした問題を含めて、この引き下げについては、非常に財政が厳しいとい

うのはそのとおり理解できるのですが、しかしその中で本当に県内あるいは地域の経済を立て直し、あるいは負の連鎖を断ち切るのだというふうなことを考えていくときに、その一つの大きな要因にもなっているのではないかというふうに思われるわけでありますけれども、県として、この県内経済含めて、あるいは県民所得が下がっていること、そういった部分を含めた総合的な観点から、今回の給与条例引き下げ等を含めてどのような認識を持っておられるのか、改めて確認したいと思います。

○菅野総務部長 確かに今委員から御指摘がありましたとおり、公務員給与については、平成11年から各年、いろんな意味で引き下がっております。民間の給与についても同じような状況でございます。人事委員会の勧告等に基づいて給与改定を行ってきたわけですが、原則としては先ほどお話しがありましたとおり、民間給与との公民格差を勘案しながらそれぞれの勧告をいただき、それに基づいて措置しているということでございます。

したがって、公務員給与が下がるから民間給与が下がるのか、民間給与が下がるので、その勧告に応じて公務員給与も下がっているのかと、御議論は恐らくいろいろあるかと思っておりますが、民間給与の実態を一方では反映させていただきながら公務員給与が決定しているという制度上の実態にある。

ただ一方で、今委員から御指摘のありましたとおり、本来であれば、私どもといたしまして、何とか県民の所得向上を図りつつ、県内経済を活性化させ、それによって民間企業の給与が上がっていくと。それに応じて人事委員会からの勧告をいただきながら公務員給与も上昇していくと。本来そういう正のスパイラルが望ましいわけございまして、先ほど知事が御答弁申し上げましたとおり、そういった努力もいたしてきたところでございまして、また職員の皆様から非常に痛みを伴いながら、そういった施策に、より財源を充当するため、あえて給与の特例減額ということで、人事委員会勧告に基づかない特例的な給与の引き下げを行い、それによる財源をそういった施策に極力充当したいということで、職員にもお願いしつつ、そういう施策を行ったところでございます。

対外的なリーマンショック等の状況等、結果的にどのくらい成果が上がって、民間給与が上向いているかということについては、なかなか非常に厳しい実態にあるというのは御指摘のとおりでございますが、県といたしましては、先ほど知事が申し上げましたとおり、何とか先ほど申し上げた正のスパイラルに入っていけるように県内経済の活性化、それから雇用の確保、そういったところに重点的に取り組んでまいりたいと考えてございまして、それによって、私ども公務員給与もそれに連動する格好で、人事委員会の勧告をいただきながら上昇をたどっていく、何とかそういう方向にたどりつきたいものだと考えております。

○木村幸弘委員 そこで特例減額の関係なども今お話、御答弁の中で含めていただいたわけでありますけれども、先ほどの議論の中でも、実質的には特例減額を含めると、民間の比較で言えばマイナス2.33%ではないかというふうなことの実態も含めて指摘があったわけでありまして。これは特例減額ということで、平場というか、一般的にこのマイナス2.33%がどのような形で民間の方々の認識に触れていくかというふうなことにもなるかと思ひ

ますけれども、結果的に見ると、月例給、今回は現状維持という判断はされたものの、しかし実態としての周りから見た公務員の給与の実態ということを踏まえたときに、この特例減額のマイナス分というのは、明らかに一般県民から見ればマイナスの方向に動いているというふうな一つの評価を与えてしまいかねないわけであります。

そうした観点を踏まえると、やはり本来の、実際の職員が受けている実態というものを踏まえたときに、人事委員会勧告は、先ほど来、議論があるとおりの制度上からそういう判断のもとに行っているということなのですけれども、しかし実態としてそういった影響が少なからず今後もそういったマイナスの波及効果に及ぶのではないかということは大変危惧をされるわけであります。

そういった観点を考えて、今後の取り扱いにかかわることですけれども、いずれ知事もこの間のさまざまな特例減額に対する対応の中では、3年という期限を区切っての、本当に緊急的な、まさに職員にも涙をのんでもらうという思いの中でやってきた部分であるというふうに思っておりましたけれども、そうしたことを考えますと今後この特例減額の扱い、さまざまな状況を勘案してというふうなお話し、答弁は先ほどいただいておりましたけれども、しかし今後の対応として、この間の労使間の当然協議もあるでしょうし、さまざまな状況というものを十分に尊重し、判断をしながら対応していただかなければならないのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○菅野総務部長 今委員から御指摘がありましたとおり、特例減額につきましては、3年間の緊急的措置としてやらせていただいたという事実もございまして、その旨職員の御理解をいただきながらやらせていただいております。そういう職員の負担は非常に重く受けてとめてございます。

ただ、現段階におきましては、来年度予算の編成作業を今鋭意行っているところでございますが、来年度に向けた具体的な対応について、先ほど知事も申し上げましたとおり、いろいろ検討を進めさせていただいているところでございます。私も当然職員団体との話し合いに出席をさせていただきまして、いろいろ職員からの率直な御意見等を承っております。ある面で、職員のモチベーションを担当する総務部といたしまして、また財政全般を所管いたします総務部といたしまして、そういう特例的なものに頼らずに済むような財政運営ができるよう、私どもとして最大限の努力をしてみたいと考えております。

○木村幸弘委員 それでは、御意見になりますけれども、まず今後一つのこれからの県財政の緊急的な見直し含めて、新年度予算との関係も含めていろいろと検討がされていると思っておりますけれども、そうしたときに、まさに今回の特例減額の期限が来たという前提に基づくものを含めて、早急に今後の県財政の見通しと、あるいはそうした取り組みをどうしていくのかということについて、一定の施策というものを示していただかなければ当然ならないというふうに思いますし、あわせて先ほど来議論されているように、本当に県内経済活性化に向けてしっかり取り組んでいきたいという知事の先ほどの答弁がありましたけれども、その負の連鎖を断ち切るという観点から、どういう活性化対策に取り組んでいくべきなの

かということについて、今後の方針というものをしっかり打ち立てていただきたいということをお願いいたします。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号から議案第5号まで、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。